# 令和6年度 静岡福祉大学ガバナンス・コードの適合状況について

# 第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

○:適合、△一部適合、×不適合

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重		○:適合、△一部適合、×不適合
記載事項	評価	適合状況
1-1 建学の精神 (1) 建学の精神・理念 本学は、「時代に即応する新しい人材の育成」という建学の精神の下、 基本理念(教育理念)を「共に生きる」と定めています。	0	静岡福祉大学(以下「本学」という。)は、学校法人静岡精華学園(以下「学園」という。)の建学の精神である「時代に即応する新しい人材の育成」を引き継ぐとともに、学園の教育理念「愛・自立・共生」に基づく従前の「福祉力を鍛える」に換えて、令和6年4月1日に新たな教育理念を「共に生きる」とした。
		これら建学の精神、教育理念は、HP、大学案内、学生便覧、 学生募集要項等への掲載や校舎内に掲示することで学内外へ の発信にも努めている。
1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命) (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 本学の建学の精神(理念)に基づく、教育目的及び研究目的は次のと おりです。 ① 大学の教育目的及び研究目的 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、豊かな人間性を育 み、福祉及び教育に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、共 生社会のための有為な人材を養成することを目的とする。 ② 学部学科の教育目的及び研究目的 ア 社会福祉学部 社会福祉学部 社会福祉学部は、時代に即応する新しい人材の育成という建 学の精神のもと、変動する現代社会の本質をとらえ、課題解決 のリテラシーをもつ人材を育成するとともに、福祉、心理、健 康などの学際的な分野に関する教育・研究をとおして社会全体 のウェルビーイングをめざすことを教育研究上の目的とする。 ア 福祉心理学科 福祉心理学科は、次のア〜エを教育研究上の目的とする。 ア 福祉に関する諸課題について、優れた見識をもって実 践的に取り組むことができるソーシャルワーカーを育 成する。 ウ 広く心理に関する学修をとおして、心理的な諸課題を 解決できる人材を育成する。 エ ソーシャルワークや心理的支援のリテラシーを身に付 け、広く社会で活躍できる人材を育成する。 イ 健康福祉学科は、次のア〜エを教育研究上の目的とする。 ア 健康や福祉、介護、医療に関する諸課題について教育・研究する。 イ 福祉に関する諸課題について、優れた見識をもって実 酸的に取り組むことができるソーシャルワーカーを育 成する。 ウ 介護福祉の本質を理解するとともに、近未来のケアに ついて提案し続けられる介護福祉士を育成する。 エ ヘルスリテラシー、ケアワーク、ソーシャルワークに関 する専門的な知識・技能を身に付け、広く社会で活躍で きる人材を育成する。 イ 子ども学部 子ども学部は、変動する現代社会の課題に取り組むために 必要な資質・能力を理解し、一人ひとりの多様な個性に寄り		教育目的及び研究目的は、学則第1条及び第4条において、 大学、学部、学科それぞれに規定している。 令和6年4月1日に新たな使命・目的、教育研究上の目的 に改めた。 本学では、これらの目的に基づいた教育・研究活動を行って いる。

添い見守ることができる教育者、保育者を育成するとともに、 教育、保育、福祉に関する課題解決に向けた教育・研究をとお して社会全体のウェルビーイングをめざすことを教育研究上 の目的とする。

ア)子ども学科

子ども学科は、次のア~ウを教育研究上の目的とする。

- ア 教育や保育に関する諸課題について教育・研究する。
- イ 教育や保育に関する諸課題について、卓越した課題意識 をもって実践的に取り組むことができる教育者、保育者 を育成する。
- ウ 教育や保育の知識・技能を身に付け、広く社会で活躍できる人材を育成する。
- (2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて
  - ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
  - ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、改善委員会等で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
  - ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
  - ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保 など事務職員の役割を一層重視します。
  - ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の 実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底 します。
  - ⑥ 中期的な計画に盛り込むべき事項
    - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを 実現する教育目標
    - イ 教育改革の具体策と実現見通し
    - ウ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
    - エ 財政基盤の安定化策
    - オ 入学定員確保策
    - カ 教育環境整備計画
    - キ グローバル化、ICT 化策
    - ク 計画実現のための PDCA 体制

# (3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業 団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホ ルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営 を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との 認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別 の解消の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定) をはじめ、多様性への対応を実施します。

学園は、中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画」を策定し、令和3年度~令和7年度までの5年間の目標、施策等を示しており、大学における施策については、毎年度実施している自己点検・評価及び認証評価において出た課題等に基づいた計画になっている。

本学では、毎年度、自己点検・評価業務を実施しており、中期的な計画の進捗状況を把握している。自己点検・評価結果をまとめた「自己点検評価書」は、HPにて学外に公表している。

令和 4 (2022) 年度以降、中期計画の達成を目的とした教職 協働によるプロジェクトチームを編成し、検討を行っている。

本学では、学長を中心とした内部質保証を確保するための 体制を整備し、教育の質の向上及び経営の透明性の確保に努 めている。

ステークホルダーに対しては、アンケート調査等による本学に対する意見・要望等を汲み上げる仕組みを構築し、常に改善に向け努力している。

障がい者等についての対応は、障がい学生の支援に関する 指針を策定し、合理的配慮を実施している。

# 第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

記載事項	評価	適合状況
2-1 理事会		学校法人静岡精華学園寄附行為に基づき、適切に理事会の
(1) 理事会の役割	$\circ$	運営を行っている。
① 意思決定の議決機関としての役割		なお、令和4(2022)年度以降、大学に副学長を置いてい

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事 ないものの、学部長に担当事務を分担するなど、十分な管理体 制を構築している。 の職務執行を監督します。 ② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行 為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管しま す。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意しま す。 ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者(学長、副学長及び 学部長等) に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・ 責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価 を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行 うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。 ④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会 の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する 体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能 な限り規程整備等による可視化を図ります。 ⑤ 実効性のある開催 ア 理事長は、理事会の開催日程を早期に決定して全役員に事前 通知します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。 ⑥ 役員(理事・監事)は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害 を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失によ り第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を 負います。 ⑦ 役員(理事・監事)が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償す る責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うと きは、これらの者は連帯して責任を負います。 ⑧ 役員(理事・監事)の学校法人に対する責任が加重とならないよ う損害賠償責任の減免の規定を整備します。 ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に 加わることができません。 2-2 理事 (1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化 ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。 ② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほ か、理事長の代理についても明確に定めます。 ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。 学校法人静岡精華学園寄附行為に基づき、適切に理事会の ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその 運営を行っている。 職務を行います。 ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負い ます。 ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発 見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 ⑦ 理事が利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当

(2) 学内理事の役割① 教職員である

① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のた

該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

理事会、評議員会とは別に、原則として毎月、学内理事によ る法人運営委員会を開催しており、学園の安定経営のための 協議を行っている。

	T	
め適切な業務執行を推進します。		
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量		
などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。		
(3) 外部理事の役割		
① 複数名の外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)		
を選任します。		
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理		学園では、2人の外部理事を選任しており、理事会開催の前
事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化		には、必要に応じて学園の状況等を説明するなどのサポート
に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。		を実施している。
③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事		
前・事後のサポートを十分に行います。		
(4) 理事への研修機会の提供と充実		
全理事(外部理事を含む)に対し、十分な研修機会を提供し、その内		外部有識者へのヒアリングなど定期的に研修機会を提供し
容の充実に努めます。		ている。
2-3 監事		
(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について		
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負い		
ます。		
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた学校法人静岡精華		
学園寄附行為、学校法人静岡精華学園監事監査規程等に則り、理事		
子園司門11為、子校伝入靜岡相華子園監事監直別程寺に則り、埋事 会その他の重要会議に出席することができます。		
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況		   学校法人静岡精華学園寄附行為、学校法人静岡精華学園監
⑤ 監事は、子校伝人の未伝、財産の状况及び理事の未伝統11の状况 を監査します。	$\circ$	事監査規程等に基づき、適切に取り組んでいる。
		尹ニ且別任寺に基づさ、週別に取り組んでいる。
④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行		
為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報		
告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議		
員会の招集を請求できるものとします。		
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求で		
きます。		
(2) 監事の選任		
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、監事は、この法人の役		
員、職員、若しくは評議員又はこれらの者の配偶者若しくは三親等		
以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者の		   学校法人静岡精華学園寄附行為に規定し、適切に取り組ん
うちから、評議員会の同意を得て理事長が選任します。	$\circ$	子校伝入財画相華子園司刊11 為に規定し、週切に取り組んでいる。
② 監事は2名又は3名置くこととします。		
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期		
について十分考慮します。		
(3) 監事監査基準		
① 監査機能の強化のため、学校法人静岡精華学園監事監査規程を		
作成します。		学校法人静岡精華学園監事監査規程に基づき、適切に取り
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。		組んでいる。
③ 監事は、学校法人静岡精華学園監事監査規程に基づき監査を実		
施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び記載した監査報告書を作成し、理事会及		
び評議員会に報告し、これを公表します。		
(4) 監事業務を支援するための体制整備		 
① 監事、公認会計士(及び内部監査者の三者)による監査結果につ		学園は、毎年度、定期的に監事、公認会計士と意見交換を行
いて、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。		い、監事監査の機能の充実を図っている。
② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努		監事に対し、研修に関する情報を提供しており、令和5年 度は監束2人がよれずれる同の研修に会担した
めます。	0	度は監事2人がそれぞれ2回の研修に参加した。
③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会		また、理事会の前には、学園の状況等を説明するなどのサポ
開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体		ートを実施するなど、監事業務の支援体制の整備に努めてい
制を整えます。		る。
④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。		
(5) 常勤監事の設置	$\circ$	左記のとおり、設置するよう努めている。

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めま		
す。		
<ul> <li>2-4 評議員会</li> <li>(1) 諮問機関としての役割</li> <li>① 予算及び事業計画</li> <li>② 事業に関する中期的な計画</li> <li>③ 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</li> <li>④ 役員等に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。)の支給基準</li> <li>⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</li> <li>⑥ 寄附行為の変更</li> <li>⑦ 合併</li> <li>⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散</li> <li>⑨ 寄附金品の募集に関する事項</li> <li>⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要</li> </ul>	0	学校法人静岡精華学園寄附行為に規定し、適切に取り組んでいる。
と認めるもの (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	0	評議員会の資料等を事前に送付することで意見を引き出す 努力をしている。今後、さらなる運営方法について検討する。
(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	0	学校法人静岡精華学園寄附行為に規定し、適切に取り組んでいる。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	0	学校法人静岡精華学園寄附行為に規定し、適切に取り組んでいる。
<ul> <li>2-5 評議員</li> <li>(1) 評議員の選出</li> <li>① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。</li> <li>② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。</li> <li>ア この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任したもの7人又は8人</li> <li>イ この法人の設置する学校を卒業若しくは修了した者で、年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任したもの4人以上6人以内</li> <li>ウ この法人の設置する学校の在籍者の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者3人又は4人</li> <li>エ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者4人又は5人</li> <li>③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</li> </ul>	0	学校法人静岡精華学園寄附行為に規定し、適切な人物を選任し、十分な人数を確保している。

# 第3章 教学ガバナンス (権限・役割の明確化)

# 3-1 学長

- (1) 学長の責務(役割・職務範囲)
  - ① 学長は、学則第1条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、豊かな人間性を育み、福祉及び教育に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、共生社会のための有為な人材を養成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
  - ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
  - ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

本学学則及び職員組織規程にて、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。

学長は、その規定に基づき業務を遂行している。

#### (2) 学長補佐体制 (副学長・学部長の役割)

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、静岡福祉大学則及び静岡福祉大学職員組織規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。
- ② 学部長の役割については、静岡福祉大学職員組織規程において「学部長は、学部内の諸業務を統括し、学部を代表する。」としています。

# 令和4 (2022) 年度以降、副学長は置いていない。その代わり、社会福祉学部長と子ども学部長が学長補佐役として、本学の課題解決のための事務を担当している。

### 3-2 教授会

(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については静岡福祉大学教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

本学は、教授会を毎月第2水曜日に開催し、教育研究に関する事項を審議している。

また、学長が決定を行うに当たり教授会の意見を聴くこと が必要なものとして、教員の教育研究業績の審査に関する事 項を定めている。

#### 第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

#### 4-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
  - ① 学部ごとの3つの方針 (ポリシー)
    - ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
    - イ 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)
    - ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
  - ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果 に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、 学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。
  - ③ ダイバーシティ・インクルージョン (多様性の受容) の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

本学の建学の精神、教育理念、使命・目的に基づき、3つの ポリシーを明確に定めている。

これらのポリシーは、HP、学生便覧、学生募集要項等に記載し、学内外に発信している。

自己点検・評価業務は、毎年度実施しており、評価結果については、HPにて公表している。自己点検・評価業務で出た改善・向上方策は、教職員に共有し、更なる整備・充実に向けて取り組んでいる。

# 4-2 教職員等に対して

# (1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価・改善(PDCA サイクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

本学の管理運営に関する重要事項を審議する運営協議会や 教授会には、事務部長及び課長が参画している。また、各種委 員会、センターにおいても事務職員が委員として参画してお り、教職協働で大学運営を行っている。

# (2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

- ① ファカルティ・ディベロップメント:FD
  - ア 3つの方針 (ポリシー) の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。
  - イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。
- ② スタッフ・ディベロップメント:SD
  - ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための 取組みを推進します。
  - イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを 推進します。
  - ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の 高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

FD・SD 委員会において、FD 研修及び SD 研修に関する年次計画を企画・立案し、教員の教育能力向上、教職員の資質向上に向けた取組みを行っている。

特に、教員個々の教育活動に係る PDCA は、授業アンケートを実施している。その結果を教員にフィードバックするとともに、次年度への改善点等を「回答書」として提出し、図書館で閲覧できるようにしている。

# 4-3 社会に対して

- (1) 認証評価及び自己点検・評価
  - 認証評価

平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部 科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付 けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえ て自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイク ル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及 び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施 し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行し ます。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善·改革に係わる情報及び保有する教育・研究をは じめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積 極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説 明責任を果たします。

#### (2) 社会貢献·地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活 動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割 を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能しま す。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じ た生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取 り組みます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題 について対応します。

# 4-4 危機管理及び法令遵守

- (1) 危機管理のための体制整備
  - ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みま す。
    - アー大規模災害
    - イ 不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等)
  - ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。
    - ア 学生・生徒等の安全安心対策
    - イ 減災・防災対策
    - ウ ハラスメント防止対策
    - エ 情報セキュリティ対策
    - オ その他のリスク防止対策
  - ③ 事業継続計画の策定に取り組みます。

- (1) 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並び に諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう組織的に取り組 みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職 員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設 し、通報者の保護を図ります。

本学は、平成 21 (2009) 年度、平成 28 (2016) 年度及び令 和5(2023)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構機関別 認証評価を受審し、適合と認定されている。

認証評価結果で指摘された「改善を要する点」は、迅速に改 善に向けた検討を行うなど、常に評価結果を踏まえた改善活 動に取り組んでいる。

自己点検・評価業務は、毎年度実施しており、そこで出た改 善・向上方策は、教職員に共有し、更なる整備・充実に向けて 取り組んでいる。

 $\bigcirc$ 

認証評価及び自己点検・評価に関する情報は、本学の HP に 掲載し、学内外に発信しており、また紀要などの本学教員の教 育・研究に関する情報は、刊行物をとおして公開している。

本学は、所在地である静岡県焼津市をはじめ、近隣の藤枝 市、島田市並びに富士市と包括連携協定を締結し、地域課題解 決に向けた事業を実施している。

地域連携推進センターの事業のひとつとして、地元企業と の共同研究による製品開発など、産官学連携推進に関する事 業を推進している。

また、地域住民に対する生涯学習を目的とした公開講座の 開講、地域住民の津波に関する一時避難所の指定、焼津青年会 議所との包括連携協定による SDGs の啓発活動など、さまざ まな社会貢献・地域連携に取り組んでいる。

本学は、大規模災害に対応した危機管理マニュアル、ハラス メントや公的研究費等の不正防止に関する規程を整備してい る。今後、社会情勢に合わせ、適宜更新作業を実施する予定で ある。

これらのマニュアル、規程等を遵守するために、防災訓練や SD 研修会による啓発活動を行っている。

なお、事業継続計画(BCP)の策定は検討中である。

# (2) 法令遵守のための体制整備

本学では、寄附行為、学則、規程等を共有フォルダに保管 し、いつでも教職員が確認できるよう配慮している。

なお、学園には学校法人静岡精華学園公益通報等に関する 規程が整備されており、万が一、法令、規程等に違反する行為 又はその恐れがある行為が生じている場合又は生じようとし ている場合に通報、相談できる体制を構築している。

# 第5章 透明性の確保(情報公開)

# 5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則(第172条の2)、私立学校法

左記に該当する情報のうち、本学の教育・研究に資する情報 公開は本学の HP に掲載し、学校法人に関する情報公開は学 園の HP に掲載し、学内外に発信している。

 $\bigcirc$ 

等の法令及び本法人の情報公開規程に基づき、以下の項目について主 体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに 進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支 ス 学生が修得すべき知識及び能力 ② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く) オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書 ア)法人の概要 イ)事業の概要 ウ)財務の概要 (2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判 断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があ ります。 本学の地域連携並びに産学官連携に関する情報は、本学の ① 教育・研究に資する情報公開 HP に掲載し、学校法人の中期的な計画等については学園の  $\bigcirc$ ア 地域連携並びに産学官連携 HP に掲載している。 ② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 経営改善計画(所轄庁から策定を求められた場合) (3)情報公開の工夫等 ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web 学校法人静岡精華学園寄附行為に基づき、必要な情報に関 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情 し、各事務所に備え置いている。 情報の公開に当たっては、学校法人静岡精華学園情報公開 報公開規程を策定し、公開します。 ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、 規程に基づき対応している。 閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用 また、「大学ポートレート」や大学案内等の媒体においても 情報公開に努めており、公開時には対象者によってわかりや するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒 体も活用します。 すい文章に換言するなどの工夫をしている。 ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も 常に工夫します。